

## 甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）」が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税に係る改正部分が令和4年4月1日から施行されることに伴い、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額について、規定の整備をします。

【第3条及び第5条関係】

(2) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額について、規定の整備をし、法改正に合わせて引用規定の項を改正します。

【第5条の2関係】

(3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、規定の整備をします。

【第6条関係】

(4) 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課について、規定の整備をします。

【第13条関係】

(5) 国民健康保険税の減額において、法改正に合わせて引用規定の項を改正し規定の整備をするとともに、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について規定します。

※ 全世帯の未就学児を対象として、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減されることにより、未就学児に係る被保険者均等割額の減額を規定するもの。

【第23条関係】

(6) 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について、法改正に合わせて引用規定の項を改正し規定の整備をします。

【第23条の2関係】

(7) 公的年金等に係る所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、法改正に合わせて引用規定の項を改正し規定の整備をします。

【付則第4項から第6項、第8項から第15項関係】

(8) 施行の日及び経過措置を定めます。

【付則関係】

### 3 この改正による影響

- ① 税収に影響がないもの… (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)
- ② 税収に影響があるもの… (5)

○ 被保険者均等割額

当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割が公費により軽減となります。

応益保険料の軽減措置に該当する世帯で

7割軽減の方が77人で、359千円の減額と試算

5割軽減の方が67人で、521千円の減額と試算

2割軽減の方が49人で、609千円の減額と試算

上記以外の方が192人で、2,986千円の減額と試算

全体4,475千円の税の減額と試算しております。